

2-2-3 受動喫煙環境

■対策のポイント

- 受動喫煙防止対策の義務づけがある飲食店等に対し、適切な指導・助言・情報提供を行います。
- 労働基準監督署や保険者と連携し、職場における受動喫煙対策を推進します。

■数値目標

	項目	現状値	目標値
成果	望まない受動喫煙（家庭・職場・飲食店）の機会を有する者の割合	(2022年度) 家庭 6.6% 職場 21.1% 飲食店 22.4%	(2035年度) 0%
活動	飲食店等の新規届出時、更新手続時の情報提供実施率	(2023年度) -	(2035年度) 毎年度 100%

1 現状・基本認識

- 2020年4月に施行された改正健康増進法に基づき、飲食店等は、受動喫煙防止のため適切な措置を講じる義務があります。また、県は、健康増進法により、必要に応じ指導や助言を実施する役割が規定されています。
- 県では、2018年10月に静岡県受動喫煙防止条例を策定し、望まない受動喫煙を生じさせることのない環境づくりを進めています。
- また、労働安全衛生法により、事業者は、室内等における労働者の受動喫煙防止のため、適切な措置を講じることが努力義務化されています。

2 課題

(1) 適切な指導と情報提供

- 飲食店等が健康増進法や静岡県受動喫煙防止条例に基づく適切な受動喫煙対策が図られるよう、適切な助言・指導を行う必要があります。

(2) 健康な職場づくり

- 事業所等における受動喫煙防止策の推進に向けて、健康に良い職場づくりを推進する必要があります。

3 取組

(1) 適切な指導の実施

- 飲食店等が保健所等において新規・更新等の手続時に、受動喫煙対策に関する適切な情報提供を行います。

(2) 健康な職場づくり

- 労働基準監督署や保険者と連携し、職場における受動喫煙対策に関する支援等について情報提供を行うほか、健康づくり企業表彰や健康づくり宣言事業所等の取組により、事業所における受動喫煙防止策を誘導します。